

別添 4

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業
(第 2 期事業)
優先交渉権者選定基準



令和 3 年 11 月 12 日

埼玉県嵐山町

1. 本書の位置付け

本書は、嵐山町（以下「町」という。）が嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「PFI 事業者」という。）を選定するための基準を示すものであり、募集要項と一体のものである。

2. 選定方式

本事業を実施する PFI 事業者には、概ね 300 基の浄化槽設置業務、設置浄化槽及び寄附採納を受けた浄化槽並びに第一期事業で町が管理している浄化槽の維持管理業務、住民サービス業務及び S P C 運営など専門的な知識や資格、ノウハウが広く求められる。

また、提案の自由度や競争性の確保に配慮する必要があることから、PFI 事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、本事業への取組方針や事業計画、工事等への省力化の提案、買取価格などを総合的に評価することとする。

3. 審査の手順

審査の手順を、以下の表に示す。

表 1 審査の手順

段階	事業者	町
参加表明	参加申込書及び指定の添付資料提出	参加資格審査
	参加資格要件を満たしていない場合は失格	参加資格審査結果の通知
提案書 評価	参加資格要件を満たす場合は 提案書提出	審査委員会を開催 (提案書の提出があった 応募事業者を対象)
	ヒアリング	応募事業者によるヒアリングを開催
	審査結果を通知	定量的評価点（価格評価点）と定性的評価点 （技術評価点）の合計を総合評価点とする。 最も高い総合評価点を獲得した応募事 業者を優先交渉権者に選定する。

4. 審査の内容

審査は、参加資格審査及び提案審査により実施する。

4-1 参加資格審査

町は、応募者から提出された参加資格確認書類に基づき、当該時点においても応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

4-2 提案審査

町は、「嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期）民間事業者活用審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を開催し、資格審査を通過した応募事業者を対象に、当該応募者の提案書に基づき提案審査を行う。提案審査は、定性的評価、定量的評価及び総合評価により行う。

5. 審査の内容

5-1 審査の方針

大項目1～8で構成されている提案書は、定量的評価が可能な価格面（7(3)浄化槽希望買い取り価格、7(4)維持管理希望委託価格）と定性的な評価となる事業面・技術面（価格面以外の項目）に分類される。

各事業者の提案書について定量的評価と定性的評価の合計の評価点をもって、合格事業者の選定及び契約協議の優先順位を決定する方法で審査する。

定量的評価と定性的な評価の配分は、表-2に示すように定量的評価30%、定性的評価70%とする。評価点の最大を100点とし、合格ラインとなる評価点を50点とする。

表-2 定量的評価と定性的な評価の配分

種別	大項目		小項目	最大点	合格ライン
定量評価	7	事業計画について	(3) 浄化槽希望買い取り価格	15	
			(4) 維持管理希望委託価格	15	
			小計	30	
定性評価	1～8	上記以外	小計	70	
合計				100	50

5-2 参加資格が決定した事業者

以下のような審査を行うものとする。

- ・ 審査委員会が定量的評価と定性的評価で採点し、評価点が合格ラインの50点以上を確保しているかを判定する。
- ・ 本事業に対する実施方針について提案者がプレゼンを行い、審査委員会は提案者がPFI事業者として妥当かどうかの総合的な判断を行う。

6. 評価点の配点方法

6-1 定量的評価の配点

提案書に5人槽・7人槽・10人槽別に浄化槽希望買い取り価格及び維持管理希望委託

価格が提示されている。

一方、VFMの検討において、5人槽・7人槽・10人槽別に浄化槽設置工事費（消費税抜き）、維持管理費（消費税抜き）及び5人槽・7人槽・10人槽のシェアを設定している。

5人槽・7人槽・10人槽のシェアによる加重平均から、VFMで算定した標準価格と提案書価格を算定する。

評価点の算定方法は以下のとおりとする。

- 標準価格は、周辺の実績単価を考慮して決定しているため、実態ベースの単価となっている。最低の条件は、提案書価格が標準価格以下となることであり、標準価格以下をB評価（合格ラインの基準）とする。標準価格が実態ベースであることを考慮して、B評価の基礎評価点を8点（最大評価点15点の1/2）とする。
- 提案書価格が標準価格より割引されている場合は追加評価点を考慮する。（1.0 - 提案書価格/標準価格）の%を追加評価点とする。例えば、提案書価格が標準価格の97%の場合は追加評価点が3点となり、基礎評価点8点と合わせると、評価点は11点となる。
- 提案書価格の割引率が大きくなると品質の低下を招くことが予想されることを考慮して追加評価点の最大値は7点とする。基礎評価点と追加評価点の最大は15点とする。

6-1-1 浄化槽希望買い取り価格の評価（表-3）

評価項目は、人槽シェアの加重平均による浄化槽希望買い取り価格（浄化槽設置工事費）とする。ここで、単価は消費税抜きとする。

表-3 浄化槽希望買い取り価格の評価（一例）

		消費税抜き価格				
		5人槽	7人槽	10人槽	加重平均	
町設定 標準価格	人槽別シェア	38%	48%	14%	100%	
	設置工事費	千円/基 859	994	1,243	978	
事業者名 A	委託 希望 価格	千円/基	840	960	1,200	948
		評価点	基礎評価点 8	追加評価点 3.1	評価点計 11.1	標準価格 以下のケース
事業者名 B	委託 希望 価格	千円/基	900	1,000	1,300	1,004
		評価点	基礎評価点 0	追加評価点 0.0	評価点計 0.0	標準価格 以上のケース

6-1-2 維持管理希望委託価格の評価（表-4）

維持管理項目は、水質試験費（毎年実施する11条検査を対象）及び保守点検費（年

4 回実施、補修費含む) 及び清掃費とする。また、清掃費については 5 人槽、7 人槽、10 人槽で示した想定汚泥量に対して清掃単価を乗じ、清掃技術料を足したものを各人槽の清掃費とし、単価は消費税抜きとする。

表－4 PFI 事業者の維持管理希望委託価格の評価（一例）

		消費税抜き価格				
		5人槽	7人槽	10人槽	加重平均	備考
町設定 標準価格	人槽別シェア	43%	47%	10%	100%	
	11条検査	円/基/年	5,000	5,000	5,000	
	保守点検	円/基/年	15,900	15,900	15,900	
	補修費	円/基/年	5,000	5,000	5,000	
	計 (A)	円/基/年	25,900	25,900	25,900	25,900
	想定汚泥量	m ³	2.12	2.90	4.31	
	清掃単価	m ³				比重1.0換算
	清掃技術料	基				
	計 (B)	円/基/回	31,000	41,000	59,000	38,500
合計 (A+B)		56,900	66,900	84,900	64,400	
事業者名 A	11条検査	円/基/年	5,000	5,000	5,000	
	保守点検	円/基/年	14,500	15,000	15,500	
	補修費	円/基/年	5,000	5,000	5,000	
	計 (A)	円/基/年	19,500	20,000	20,500	19,835
	想定汚泥量	m ³	2.12	2.90	4.31	
	清掃単価	m ³	13,000	13,000	13,000	比重1.0換算
	清掃技術料	基	5,000	5,000	5,000	
	計 (B)	円/基/回	32,560	42,700	61,030	40,173
	合計 (A+B)		52,060	62,700	81,530	60,008
評価点		基礎評価点	追加評価点	評価点計	標準価格 以下のケース	
		8	6.8	14.8		
事業者名 B	11条検査	円/基/年	5,500	5,500	5,500	
	保守点検	円/基/年	16,000	16,500	17,000	
	補修費	円/基/年	5,000	5,000	5,000	
	計 (A)	円/基/年	21,500	22,000	22,500	21,835
	想定汚泥量	m ³	2.12	2.90	4.31	
	清掃単価	m ³	15,000	15,000	15,000	比重1.0換算
	清掃技術料	基	5,000	5,000	5,000	
	計 (B)	円/基/回	36,800	48,500	69,650	45,584
	合計 (A+B)		58,300	70,500	92,150	67,419
評価点		基礎評価点	追加評価点	評価点計	標準価格 以上のケース	
		0	0.0	0.0		

定量的評価は、上記の算定方法で採点するものとする。

6-1-3 定量的評価の加重平均及び標準価格（表—5）

浄化槽買取価格及び維持管理価格の評価を行う際に用いる町が設定した加重平均及び標準価格は（表—5）のとおりとする。

表—5 定量的評価に用いる加重平均及び標準価格

		消費税抜価格					
		5人槽	7人槽	10人槽	加重平均	備考	
標準価格	浄化槽買取価格に関する価格						
	人槽別シェア		38%	48%	14%	100%	
	設置工事費	千円/基	859	994	1,243	978	
	浄化槽維持管理希望価格に関する価格						
	人槽別シェア		43%	47%	10%	100%	
	11条検査	円/基/年	5,000	5,000	5,000		
	保守点検	円/基/年	15,900	15,900	15,900		
	補修費	円/基/年	5,000	5,000	5,000		
	計（A）	円/基/年	25,900	25,900	25,900	25,900	
	想定汚泥量	m ³	2.12	2.90	4.31		
	計（B）	円/基/回	31,000	41,000	59,000	38,500	
	合計（A+B）		56,900	66,900	84,900	64,400	

6-2 定性的評価の配点

(1)以外の項目は、表-6に示す評価基準をもとに、審査委員会で採点し、その平均値を定性的評価の評価点とする。

定性的評価の最大は、全てAA評価（特に優れている）のケースであり70点を満点とする。

合格ラインは全てB評価（標準的な内容）のケースとし、定量的評価点（16点）と定性的評価点（34点）の計50点とする。

「大項目1 応募者の会社の概要」については、C評価（標準より劣る）の会社は今後の事業遂行を考慮して、評価点を0点に設定した。

表-6 定性的評価の採点基準

記号	配点	評価内容
AA	配点×1.00	特に優れている
A	配点×0.75	標準より優れている
B	配点×0.5	標準な内容（合格ラインの基準）
C	配点×0.25	標準より劣る
D	0	評価できない

6-2-1 定量的評価・定性的評価の配点内訳

定量的評価・定性的評価の配点の内訳を表－6に示す。

表－6 定量的評価・定性的評価の配点の内訳

大項目		小項目	配点	AA	A	B	C
1	応募者の会社の概要	(1) 応募者の構成及び役割分担と有資格事項	3	3	2	1	0
		(2) 応募者の汚水整備事業に関連する実績	3	3	2	1	0
2	浄化槽整備(PFI)事業の手法	(1) 住民への設置推進活動	3	3	2.25	1.5	0.75
		(2) コストの縮減	3	3	2.25	1.5	0.75
		(3) 事業実施体制	3	3	2.25	1.5	0.75
		(4) 緊急時の対応	3	3	2.25	1.5	0.75
3	地域の貢献について	(1) 地元経済への貢献	4	4	3	2	1
4	浄化槽設置工事について	(1) 工事の実施体制	3	3	2.25	1.5	0.75
		(2) 工事計画	3	3	2.25	1.5	0.75
		(3) 標準とする浄化槽設置工事の手順、施工管理体制、他工事との調整	2	2	1.5	1	0.5
		(4) 工事検査	2	2	1.5	1	0.5
		(5) 工事管理台帳整備	2	2	1.5	1	0.5
5	浄化槽維持管理について	(1) 維持管理の実施体制	3	3	2.25	1.5	0.75
		(2) 維持管理計画	6	6	4.5	3	1.5
		(3) 維持管理記録の方法	3	3	2.25	1.5	0.75
6	住民サービスについて	(1) 住民サービス向上のための提案	3	3	2.25	1.5	0.75
		(2) 家屋改造・排水管工事等の対応	3	3	2.25	1.5	0.75
		(3) 融資あっ旋及び利子補給制度等のあっ旋	3	3	2.25	1.5	0.75
		(4) 住民の要望記録の整備	3	3	2.25	1.5	0.75
7	事業計画について	(1) 事業運営計画	3	3	2.25	1.5	0.75
		(2) SPCの資本金	3	3	2.25	1.5	0.75
		(3) 浄化槽希望買取り価格	15	15		8	
		(4) 維持管理希望委託価格	15	15		8	
		(5) リスク管理	3	3	2.25	1.5	0.75
8	提案	(1) 応募者独自の提案	3	3	2.25	1.5	0.75
合 計 (最大100点・合格ライン50.0点)			100	100		50.0	

6-3 総合評価

定性的評価点と定量的評価点を合算して総合評価点を算出し、資格審査を通過した応募事業者の提案に順位を付す。総合評価点が同点の提案が複数ある場合は、総合的な観点から比較審査し、審査委員会の判断により順位を決定する。

なお、満点中 50 点以上の得点を得られなかった応募事業者は失格とする。

7. 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会による審査の結果を踏まえ、最も高得点の提案をした応募者を優先交渉権者として決定する。

なお、資格審査を通過した応募者が 1 者であった場合も定性的評価、定量的評価及び総合評価を実施し、事業者として適切と判定された場合は、優先交渉権者として決定する。